

平成 27 年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

< 目 次 >

[包括外部監査]

市税及び国民健康保険料の事務の執行について・・・・・・・・・・	1
保育所事業の執行について・・・・・・・・・・	4
生活保護に関する事務の執行について・・・・・・・・・・	6
学校教育に関する事務の執行について・・・・・・・・・・	8
公の施設の管理運営について・・・・・・・・・・	25
中小企業支援事業に関する事務の執行について・・・・・・・・・・	29

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度 平成 21 年度（市税及び国民健康保険料の事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【手続の網羅性及び統一性】</p> <p>未登記家屋及び増築家屋の把握方法について、中区では登記情報、建築確認申請、現地調査により、浜北区では登記情報、建築確認申請、航空写真等により把握している。中区では全ての家屋について現地調査を行っているが、担当職員が少人数であることから全ての物件の確実な調査は困難である。浜北区では基本的には現地調査を行っていないが、定期的な現地調査による目視の現況確認も必要であり、土地の実地調査と合わせて、地域を区切って数年に一度は家屋についても現地調査をするべきである。</p> <p>また、土地と同様、区によって現況調査の方法が異なり手続の統一性が無いため、課税の公平性の見地から検討が必要である。</p> <p>(67 頁・資産税課)</p>	
講じた措置	
平成 22 年度	—
平成 23 年度	<p>家屋担当者による新增築家屋の現地調査、滅失家屋及び未登記家屋の現地調査を行う際、周辺地域の現地調査を併せて行うよう対応の統一を図りました。</p> <p>また、土地担当者と家屋担当者が連携をとり、それぞれが現地調査で収集した情報が伝わるように取り組み、併せて航空写真を家屋業務にも活用すべく業務内容の検討を始めました。</p>
平成 24 年度	<p>市街化区域内においては登記情報・建築確認申請の情報などを基に現地調査を、3 年毎の評価替え時には区域内全棟調査できるよう統一した体制を作りはじめました。併せて、航空写真を家屋業務にも活用すべく引き続き業務内容の検討をしています。</p> <p>それ以外の区域においては、家屋が密集していないこともあり、地域にあった調査方法を検討し、課税漏れのないよう公平性に努めています。</p>
平成 25 年度	<p>土地GISシステムの航空写真等のデータを活用し、新增築家屋、滅失家屋の把握に努めています。</p>
平成 26 年度	<p>7 区の税務課に分かれて実施していた家屋調査事務については、平成 24 年 9 月から資産税課に事務が集約されたことにより、一元化した業務が実施できる体制となったことから、土地担当者から家屋の滅失等の情報も容易に得られ、課税漏れや誤りを防止できるようになりました。</p> <p>都市計画区域外で建築確認申請のない北区と天竜区の一部では、現況調査の外部委託等により、新增築、滅失家屋の補足ができています。</p> <p>また、平成 26 年度から本格稼動した土地 GIS システムの航空写真や地番図データを活用し、課税情報と突き合わせることで、効率的な現況調査を実施しています。</p>

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【口座振替の利用件数の確保】

個人市民税（普通徴収分）及び固定資産税ともに、全体の納期内収納率に対して、口座振替によった場合の納期内収納率は高い水準を確保できているが、口座振替の利用件数は、固定資産税の65%程度に対して、市民税については、46%程度と非常に低い水準となっている。納期内収納率の向上のみならず、収納率の向上を図るためにも、現在行っている個人市民税（普通徴収分）の口座振替の利用推進を、今後においても徹底して行っていくことが望ましい。

（90 頁・税務総務課）

講じた措置

平成 22 年度	金融機関の協力を得て口座振替加入促進事業を新たに実施することなどにより、口座振替加入者の増加を図りました。
平成 23 年度	ポスターなどを利用したPR事業に加え、金融機関の協力による口座振替加入促進事業、民間委託事業者による勧奨事業などを実施しています。
平成 24 年度	金融機関の協力による口座振替加入促進事業、民間委託事業者による勧奨事業などにより、個人市民税を含めた市税の口座振替利用率の向上を図りました。 平成 23 年度口座振替利用率：54.67% 平成 24 年度口座振替利用率：54.84%
平成 25 年度	平成 25 年度から当初納税通知書（固定資産税・市県民税）に口座振替申込用返信封筒を同封し、更なる口座振替加入者の増加を図りました。 平成 25 年度口座振替利用率：54.87%
平成 26 年度	当初納税通知書（固定資産税・市県民税）への口座振替申込用返信封筒の同封により、口座振替申込件数が増加しました。 継続して行っている口座振替推進策により、市税全体の口座振替率について目標を達成しました。 平成 26 年度市税口座振替率目標値：55.00% 平成 26 年度市税口座振替率実績値：55.13% 市税現年分収入率 平成 26 年度目標値：99.00% 平成 26 年度実績値：99.13%

指摘事項
(掲載頁・担当課)

【延滞金の計算期間】

延滞金は本来納付の日までで計算することとなっている。国税の延滞税は、納付を確認した後、延滞税の納税通知書を改めて送付することとしている。規定どおりに国民健康保険料についても延滞金を徴収するのであれば、同様とすべきである。延滞金を規定どおりに徴収しないことは、滞納者を増加させること、納付義務を軽視させることだけでなく、正しく、真面目に保険料を納付している被保険者世帯に対する背信行為であるため、規定どおりの事務手続を迅速に行うよう要望するものである。

(213 頁・国保年金課)

講じた措置

平成 22 年度	浜松市国民健康保険条例の規定に基づき延滞金の事務手続を進めていくため、平成 21 年度のシステム改修により、平成 22 年度以降発生する確定延滞金については、必要ときに確定延滞金を画面表示できるよう改めました。
平成 23 年度	—
平成 24 年度	—
平成 25 年度	—
平成 26 年度	平成 26 年度から滞納処分等の専門的知識を有する徴収担当職員を 5 名（前年度比 3 名増）とし、国民健康保険料の収納体制を強化することで、平成 26 年度第 1 期分から延滞金未納者へ納付書を送付して市税と同様の対応としました。

監査実施年度 平成 22 年度（保育所事業の執行について）

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【株式会社参入の効果】</p> <p>株式会社の参入はリスクもあるが、サービスの向上、施設の拡充という効果が期待される。一方で、経営の合理化追求という観点から正規職員が減少し、非常勤職員が増加する等、保育の質の低下につながる懸念もあるが、現実には起こり得ないことと考えられることから、市場原理を取り入れ、質の高い保育を目指すために、国も株式会社の参入を推進していることから、市も積極的に支援していくことが必要と考える。</p> <p>(74 頁・幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
平成 23 年度	—
平成 24 年度	—
平成 25 年度	株式会社から提出された保育所整備計画について、事業承認をしました。
平成 26 年度	平成 27 年 4 月の株式会社立保育所の開設に向け、整備を進めました。
平成 27 年度	平成 27 年 4 月に、3 園目となる株式会社立保育所を開設しました。

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【収納管理システムの問題点】</p> <p>現状の収納管理システムでは、過年度分の債権管理を行うことはできず、別の台帳管理プログラム (Microsoft Access) によっており、住民情報とのリンクもされていない。現年度分の収納管理と、滞納繰越分の収納管理及び債権管理業務を単一のシステムで行う体制を整備していく必要がある。</p> <p>(113 頁・幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
平成 23 年度	—
平成 24 年度	平成 24 年度は住基法改正に対応するためのシステム改修を全庁的に行うため、平成 25 年度にシステム改修に向けて取り組めるよう検討しています。
平成 25 年度	平成 27 年度から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」に向けて、平成 26 年度中に新たな電算システムを構築するため、今年度よりシステム開発に取り掛かります。そのなかで、現行システムにおける問題点について検討していきます。
平成 26 年度	平成 27 年度から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、平成 25 年度から「教育・保育システム」の構築作業を進めています。 このシステムの稼働は、平成 27 年 4 月を予定しており、収滞納管理等を単一システムで行っていきます。
平成 27 年度	平成 27 年 4 月から、収滞納管理等を単一行う「教育・保育システム」を稼働しました。

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p style="text-align: center;">【機能別のアクセス制限の必要性】</p> <p>現状では、収納管理システムでの収納消込処理機能に、システム上のアクセス制限は付与されておらず、不正な収納消込処理に対するシステム上の牽制ができない。</p> <p>不正処理を未然に防止するためにも、収納消込処理機能にアクセス制限を付し、特定の職員を除き収納消込処理を物理的に不可能とする必要がある。</p> <p>(113 頁・幼児教育・保育課)</p>	
講じた措置	
平成 23 年度	—
平成 24 年度	平成 24 年度は住基法改正に対応するためのシステム改修を全庁的に行うため、平成 25 年度にシステム改修に向けて取り組めるよう検討しています。
平成 25 年度	平成 27 年度から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」に向けて、平成 26 年度中に新たな電算システムを構築するため、今年度よりシステム開発に取り掛かります。そのなかで、現行システムにおける問題点について検討していきます。
平成 26 年度	平成 27 年 4 月から稼働予定の「教育・保育システム」では、機能別のアクセス制限が管理可能であることから、収納消込処理に対するアクセス制限をすることで、不正処理を防止します。
平成 27 年度	平成 27 年 4 月から、収滞納の消込処理に対するアクセス制限を付した「教育・保育システム」を稼働しました。

監査実施年度 平成 23 年度（生活保護に関する事務の執行について）

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【保護変更決定通知書の記載方法について】</p> <p>審査請求に係るケース記録を検討する上で、派生的に気づいた点があるので、意見として掲げておく。それは、審査請求の対象となる、例えば保護変更決定通知書の内容が、これを受ける被保護者からすれば分かりにくいという点である。特に減額の理由とその金額は、被保護者から見て理解できるように記載されるべきである。平成 22 年度までの書式では、この点説明不足で理解を困難なものにしていた。平成 23 年度から保護変更決定通知書の書式を改善したというものの、必ずしも分かりやすくなったとは言い難く、より記載方法を工夫することが望まれる。</p> <p>(104 頁・中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区・社会福祉課)</p>	
講じた措置	
平成 24 年度	<p>(中区・社会福祉課)</p> <p>本庁福祉総務課を通じ、システム業者と分かりやすい記載方法を調査研究しています。</p>
平成 25 年度	<p>(中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区・社会福祉課)</p> <p>本庁福祉総務課を通じ、システム業者と分かりやすい記載方法を調査研究しています。</p> <p>なお、平成 26 年度には福祉総務課が予算化をして通知書の書式改善を予定しております。</p>
平成 26 年度	<p>(中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区・社会福祉課)</p> <p>生活保護決定通知については、本庁福祉総務課を通じ、システム業者と分かりやすい記載方法を調査研究し、基準となる生活費・住宅費・教育費の合計額や収入充当額欄を設けるなど、平成 27 年 1 月から書式の改善をしました。</p>

指摘事項(意見)
(掲載頁・担当課)

【エ 現業員の専門的資格について】

現業員の専門性は、社会が複雑化すればする程、高まっていくものと推察される。一方、被保護者の中には、精神的疾患をもつ者も多く、また、対応困難者も目立つ。したがって現業員に、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者を登用することは有意義であるので、これまで以上に検討すべきである。

また、このような有資格者を登用することによってより専門的、実践的なOJTが期待できる。
(124 頁・東区・西区・北区・浜北区・社会福祉課)

講じた措置

平成 24 年度	—
平成 25 年度	(北区・浜北区・社会福祉課) 人事課へ専門性のある職員の人事配置について、要望しています。
平成 26 年度	(北区・浜北区・社会福祉課) 平成 26 年 7 月に社会福祉士が 1 名配属となりました。
平成 27 年度	(東区・社会福祉課) 平成 27 年 7 月に社会福祉士が 1 名配属となりました。
	(西区・社会福祉課) 平成 27 年 4 月に 1 名、7 月に 1 名、社会福祉士が配属となりました。

監査実施年度 平成 24 度（学校教育に関する事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 学校徴収金の管理徴収 (ア) 会計処理、会計報告】</p> <p>保護者から徴収する学校徴収金は「浜松市立小学校、中学校の学校徴収金の会計処理に関する規程」が適用されることを各園・学校に周知し、規程に沿った手続をすることが必要である。</p> <p>予備費は予算書の科目であり、P T A会計の決算書において、予備費勘定は使わず、支出の内容に沿って、具体的な科目での処理を行うよう指導する必要がある。</p> <p>(103 頁・教育総務課、教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 25 年 7 月には学校徴収金の使途について保護者への説明（予算、決算の報告等）を行うよう学校に通知しました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>P T A会計の決算で支出の内容に沿った具体的な科目での処理を行うよう、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 学校徴収金の管理徴収 (イ) 会計監査】</p> <p>監査をしてもその報告がなければ、実効性がないため、監査報告も保護者にする必要がある。また、監査報告の様式も決算書と同様、様式を統一する必要がある。</p> <p>(104 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 25 年 7 月には学校徴収金の使途について保護者への説明（予算、決算の報告等）を行うよう学校に通知しました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>監査報告の様式を統一して保護者への報告も行うよう、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 学校徴収金の管理徴収 (ウ) 学校徴収金の範囲】</p> <p>部活動派遣費や大会参加費等様々な種類の学校徴収金について、どこまでを市費とし、どこからを保護者負担とするかについて基準を検討する必要がある。</p> <p>実験実習費は義務教育活動に必要な費用であるから、本来は公費から支出すべきものである。保護者負担とすべき内容であるか、検討が必要である。</p> <p>(104 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>学校徴収金の範囲について基準を作成して、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項
(掲載頁・担当課)

【1 学校徴収金の管理徴収 (エ) P T A会費からの学校備品等の支出】

公費で負担すべきものは公費で支払い、P T A会費からの支出は控えるべきである。また、P T A会費からの支出が許されるものについては寄附採納手続等をとる必要がある。園・学校の判断だけで支出されないようにP T A会計からの支出内容と手続について統一的な基準を設けることを検討すべきである。

(105 頁・教育総務課・教職員課)

講じた措置

平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 25 年 7 月には資源回収、バザー等の収益から物品を購入した時は寄付採納の手続きを経るよう学校に通知しました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>園・学校と連携し、ガイドラインの周知や、ガイドラインに基づく具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を徴収しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>P T A会費からの学校備品等の支出内容と手続について基準を作成して、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【1 学校徴収金の管理徴収 P T A会計の残高】</p> <p>一定額以上の繰越金がある学校については、繰越金を今後、どのように処理していくか、検討するよう指導することが望まれる。</p> <p>(105 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>P T A会計の繰越金の処理について基準を作成して、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p style="text-align: center;">【2 預金口座及び特別会計の管理 (ア) 会計帳簿、決算書、監査報告の必要性】</p> <p>特別会計については園・学校により管理方法にバラつきがあり、公金に準じて扱うべきであることから、統一の会計処理規程を検討する必要がある。また、P T A特別会計の支出調書は、決裁権限のあるP T A会長が決裁する適切な手続を行うよう指導すべきである。</p> <p>(107 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>特別会計について統一処理基準を設け、支出手続についても適切に行うよう、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 (イ) 特別会計からの学校備品等の支出】</p> <p>特別会計についてもP T A会計同様、支出内容と手続について統一的な基準を検討し、園・学校の判断だけで支出されないようにする必要がある。</p> <p>(107 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 25 年 7 月には資源回収、バザー等の収益から物品を購入した時は寄付採納の手続きを経るよう学校に通知しました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>特別会計からの学校備品等の支出内容と手続について基準を作成して、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 (エ) 教員の立替払い】</p> <p>アリーナ、テニスコート使用料残高が口座に不足している場合に教員が立替払いするなど、私費会計ではあるが、教員と学校との金銭のやり取りは避けるようにする必要がある。</p> <p>(108 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>教員の立替払いについて、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 (オ) 領収書の宛名】</p> <p>P T A会計の会計責任はP T A会長にあるため、領収書の宛名はP T A会長とする必要がある。 (108 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>領収書の宛名を明確にするよう、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 （ア）休眠口座の扱い】</p> <p>長期間、利息を除き、動きのない（ほとんど使われない）口座は悪用を防ぐため、整理することが望まれる。</p> <p>（112 頁・教育総務課・教職員課）</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>口座の確認と扱いについて、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 （イ）預金利息の扱い】</p> <p>P T A関係の特別会計の預金口座利息についてはP T A会計の雑収入とする等、学校で管理する預金口座利息の統一の処理方法を定めることが望まれる。</p> <p>(112 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>預金口座利息の扱いについて処理方法を定め、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 (ウ) 預金口座の名義と銀行印】</p> <p>P T A会計の預金口座名義は、会計責任者であるP T A会長名義、銀行印もP T A会長の職印とするのが望ましい。</p> <p>(112 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>P T A会計の預金口座名義と銀行印について手続を適切に行うよう、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【2 預金口座及び特別会計の管理 (エ) 特別会計の整理】</p> <p>会計を細分化しすぎると、管理も煩雑になる上、資金の動きも不明瞭になりやすく、園・学校の負担も増加するため、特別会計を見直し、不要な会計については整理することが望まれる。</p> <p>(113 頁・教育総務課・教職員課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	<p>平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。</p> <p>平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。</p>
平成 26 年度	<p>学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。</p> <p>平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。</p> <p>園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。</p> <p>各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。</p>
平成 27 年度	<p>特別会計の必要性について見直しを行い、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【5 その他(個別事項) (ア) 現金の保管方法】</p> <p>支払用に準備した現金を担当教職員が自宅へ持ち帰り保管するケースがある。学校には金庫があり、職員室等はセキュリティシステムも入っているため、現金は学校金庫で保管することが必要である。また、金庫の鍵の開閉の際に第3者が関与する必要がある。さらに、保管金庫が設置されていない幼稚園もあったため、金庫の設置が必要である。</p> <p>(118 頁・教育総務課・教職員課・学校施設課)</p>	
講じた措置	
平成 24 年度	ご指摘のあった幼稚園には、平成 25 年 3 月に金庫を設置しました。
平成 25 年度	平成 25 年 4 月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。 平成 26 年 3 月にガイドラインの事務局案を作成しました。
平成 26 年度	学校事務主幹会等の意見も聞きながら、必要に応じてガイドラインの具体的な事務処理の検討を行っています。 平成 26 年 7 月開催の常任園長会、常任校長会においてガイドラインを説明し、園・学校に指摘事項の改善について指導を徹底します。 園・学校における会計処理の現状を把握するとともに、園長会常任理事会、校長会常任理事会、学校事務主幹会等で「園・学校運営における会計処理の適正化に関するガイドライン」及び「園・学校運営における会計事務取扱基準」の案を示しながら、意見を聴取しました。 各関係機関からの意見をもとに、教育委員会として、平成 26 年 3 月に「ガイドライン」、平成 27 年 3 月に「会計事務取扱基準」を策定しました。
平成 27 年度	現金の保管方法について基準を作成し、平成 26 年度までに策定した「ガイドライン」や「会計事務取扱基準」を園・学校へ周知し、適正な会計処理の徹底を図りました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【3 学校徴収金 (エ) P T A会計/部活動後援費会計】</p> <p>P T A会計から暴風ネット、体育館床面工事、テニスコート人工芝張替、また、部活動後援費会計からテニスコート人工芝張替工事代が支出されている。本来これらは公費で賄うのが望ましいと思われるが、P T Aから受け入れる場合は、寄附採納の手続をとるなどその経緯を明らかにしておくべきである。単に工事費として片づけるべきではない。また、学校の市所有の施設に対し、現場の判断のみで、高額の私費が投入されることも問題である。このような場合に備え、何らかの処理規程の制定が必要と考える。</p> <p>(137 頁・市立高等学校)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、学校の管理運営にかかるものについては、公費で支出しました。
平成 26 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、平成 27 年 3 月に「学校運営における公費支出の基準」を策定しました。今後は、この基準により学校の管理運営にかかるものについては、公費で支出してまいります。

指摘事項 (意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【3 学校徴収金 (ア) 学年会計】</p> <p>学年会計は、決算書を作成し、報告すべきであるが、それと同時に委託者である生徒の保護者の監査を受けるべきと思われる。</p> <p>(138 頁・市立高等学校)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	平成 25 年度 P T A総会において各学年から監事を選任し、それぞれ監査を受ける体制を整えました。
平成 26 年度	各学年から生徒の保護者による監事を選任し、それぞれ監査を受けました。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【3 学校徴収金 （イ）PTA会計 ②教育振興費・運動施設費】</p> <p>部活動は学校教育の一環であり、体育館は体育授業で使用する点やテニスコート関連の支出は、施設に係る支出でもあり、高校は義務教育ではないとはいえ、公費にて賄うことが望ましいと考える。 (139 頁・市立高等学校)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、授業で使用するものについては、公費で賄いました。
平成 26 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、平成 27 年 3 月に「学校運営における公費支出の基準」を策定しました。今後は、この基準により学校の管理運営にかかるものについては、公費で支出してまいります。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【3 学校徴収金 （イ）PTA会計 ③教育振興費・施設整備費】</p> <p>学校施設の小規模修繕や備品、燃料費代等は、実際の業者選定、仕様決定および価格決定は学校側が行っており、PTAが主体的に決定しているわけではなく、上記②同様、公費にて賄うことが望ましいと考える。 (139 頁・市立高等学校)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、学校施設の小規模修繕や備品、燃料費代等については、公費で賄いました。
平成 26 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、平成 27 年 3 月に「学校運営における公費支出の基準」を策定しました。今後は、この基準により学校の管理運営にかかるものについては、公費で支出してまいります。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【3 学校徴収金（ウ）部活動後援費会計】</p> <p>部活動等活動費からテニスコート人工芝張替代が支出されているが、上記②③同様、公費にて賄うことが望ましいと考える。</p> <p>（139 頁・市立高等学校）</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、授業で使用するものについては、公費で賄いました。
平成 26 年度	静岡県教育委員会の「学校における公費支出の基準」を参考に、平成 27 年 3 月に「学校運営における公費支出の基準」を策定しました。今後は、この基準により学校の管理運営にかかるものについては、公費で支出してまいります。

指摘事項 （掲載頁・担当課）	
<p>【3 育英事業特別会計（教育総務課所管）（エ）親権者の同意】</p> <p>奨学金借用誓約書に、親権者の同意文言がない上、両親がいる場合もいずれかの署名しか得ていない。未成年者の法律行為には法定代理人の同意が必要（民法第 5 条）で、その旨明示すべきであり、親権の場合、父母共同親権（民法第 818 条）が原則であることも明確にすべきである。</p> <p>（189 頁・教育総務課）</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	現状の奨学金の貸与申請や借用誓約書の提出までの事務処理を検証し、申請者の負担をできるだけ抑えながら、親権者（両親）の同意をより明確にする方法について検討を行いました。
平成 26 年度	前年度に引続き検討を行いました。今後は様式の見直しなど、浜松市奨学金貸与条例施行規則の改正も含めて、指摘事項について改善を図っていきます。
平成 27 年度	未成年者である奨学生の申請行為として、親権者（父母）の同意が明確になるよう、浜松市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正し、貸与申請書、借用誓約書、償還誓約書等の様式を変更しました。

監査実施年度 平成 25 年度（公の施設の管理運営について）

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【2 アクトシティ浜松 （ウ）リスク分担】</p> <p>基本指針の第2条第2号 官民パートナーシップと適切なリスク分担で、「指定管理者制度の実施に際しては、官民の対等なパートナーシップの下、施設設置者としての市と実施者としての指定管理者の適切なリスク分担を図らなければならない。」とされているように、利用者が、安全、安心、快適に施設を利用できるように修繕を行っていくための、適切なリスク分担を検討することが望ましい。</p> <p>(92 頁・文化政策課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	既に利用者が「安全、安心、快適」に施設を利用できるように適切なリスク分担を協議しながら修繕を行っていますが、今後も適正な管理運営を行っていきます。
平成 27 年度	次期（平成 28 年度～）の指定管理者の選定において、利用者が「安全、安心、快適」に施設を利用できるように、適切なリスク分担を協定書内にリスク分担表として金額も含め明記し、それに基づいて今後も適正な管理運営を行っていきます。

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【2 アクトシティ浜松 （オ）事業報告書における収支報告の委託費】</p> <p>事業報告書における収支報告において、従来、委託費として計上していた共有部分のビル管理に要する費用も、専有部分のビル管理に要する費用も、いずれも「負担金」として計上している。負担金として計上されているものは、光熱水費、修繕費等であり、負担金として計上するのみでは何にどれくらい支払われているかわからない。</p> <p>指定管理料の積算上も、光熱水費、修繕費、手数料、委託料等で算定していることからすると、収支報告上も従来どおり、支出内容のわかる各科目で計上するのが望ましい。</p> <p>(94 頁・文化政策課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	市への報告は、支出内容のわかる各科目にできる限り分類し報告するよう引き続いて指示していきます。
平成 27 年度	負担金として計上しているものについても、委託と同等の取り扱いとし、再委託業務報告等に明記させ、詳細な内容を把握しました。

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【2 アクトシティ浜松 (コ) パイプオルガンコンサート開催事業】</p> <p>アクトシティ浜松中ホールの附帯設備であるパイプオルガンの音色や中ホールの雰囲気により多くの市民に知っていただくという趣旨から、開催により一層の工夫が望まれる。</p> <p>(98 頁・文化政策課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	近隣のマンション等へのチラシの配布や呼び込みなどの取組により入場者数が増加しているため、継続して取り組んでいきます。
平成 27 年度	近隣のマンション等へのチラシの配布や呼び込みなどの取組により入場者数が増加しているため、継続して取り組んでいきます。 さらに、平日開催のみだったものを祝日等に開催しました。結果として、平成 24 年度 796 人、平成 25 年度 1,243 人、平成 26 年度 1,425 人と実績があがっています。

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【2 アクトシティ浜松 (サ) 指定管理期間】</p> <p>市の文化政策を牽引する役割を担い、音楽文化の拠点施設であるアクトシティ浜松を中心に、国内外に対して「音楽の都・浜松」を発信していくためには、指定管理期間は、現状よりも長期（最低でも5年以上）とすることを検討すべきと思われる。</p> <p>(98 頁・文化政策課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	計画から実施までには中長期間を有することから、「浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針」にのっとり、次期指定管理者の選定においては5年以上の長期間とするよう調整していきます。
平成 27 年度	次期（平成 28 年度～）の指定管理者の選定においては、指定管理期間を6年としました。

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【6 浜松市東四村農村コミュニティセンター イ 今後の運営】

浜松市は、公共施設再配置計画に基づき、東四村自治会に管理主体を変更することを検討しているが、管理主体を変更する場合、浜松市が本施設を東四村自治会に貸与し、同自治会が運営する方法と、浜松市が本施設を東四村自治会に譲渡し、同自治会が運営する方法が考えられる。貸与する方法による場合は、貸主及び施設所有者として、施設修繕費及び火災保険料等を負担したり、施設内で事故が発生し利用者に損害が生じた場合に損害賠償責任を負う場合がありうる。これらの点を十分に検討し東四村自治会と協議を重ねる必要があると思われる。

（140 頁・北部農林事務所）

講じた措置

平成 25 年度	東四村自治会との管理主体変更に関する打合せにおいて、貸与と譲渡の違いについて説明しました。
平成 26 年度	東四村自治会との管理主体変更に関する打合せにおいて、貸与と譲渡についての違いを十分認識し協議を重ね、東四村自治会と貸与の契約を締結しました。

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【7 浜松市総合産業展示館 ア 施設の補修・改修】

産業振興施設として地場の事業者を活用されている施設であり、適正な維持管理に努め、利用者の維持ないし増員を図ることが望ましい。

（153 頁・産業振興課）

講じた措置

平成 25 年度	<p>施設の修繕工事を行いました。</p> <p>指定管理者による修繕（第二展示場ドア修繕・展示場床面の補修・機械室ファン取替・事務室デマンドメーター取替）</p> <p>浜松市による修繕（電話設備更新・非常放送設備・受電設備更新・北館空調設備改修・本館防水工事）</p>
平成 26 年度	<p>指定管理者とともに安全性の向上や適正な施設の維持管理に取り組みました。</p> <p>指定管理者による修繕（展示場床面の補修・非常階段の安全性向上・建物脇穿孔の解消）</p> <p>浜松市による修繕（本館の雨漏修繕・本館屋根幕板の塗装）</p> <p>また、指定管理者による施設の周知活動や営業のほか、大型催事を自主事業として開催するなど積極的な取り組みにより、利用者を前年度から 8,000 人増加しました。（平成 25 年度 300,618 人、平成 26 年度 308,991 人）</p> <p>今後も指定管理者と協力し、適正な施設の維持管理と利用者の増加を図っていきます。</p>

監査実施年度 平成 26 年度（中小企業支援事業に関する事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 産業イノベーション支援事業（ア）当初計画を適時に修正できる体制の構築の必要性】 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、平成 26 年度から「事業工程表」を導入し、工程表によって予算額、執行額、執行率、執行残額を把握する体制を整えている。今後はこの工程表の精度をあげ、有用な支援事業を実施できる体制づくりが必要である。 (45 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>事業ごとに市、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の担当者を配置し、月 1 回の工程表提出を制度化するなどにより、有用な支援事業を実施できる体制づくりを行いました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 産業イノベーション支援事業（ウ）公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の予算管理体制】 予算を超過する支出が発生することで、当公益財団法人の財務状態が悪化することは避けなければならない。よって、年度の途中においても予算の執行状況を把握する体制を整えておく必要がある。 (47 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>事業ごとに市、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の担当者を配置し、月 1 回の工程表提出を制度化し、予算の執行状況もあわせて把握できる体制づくりを行いました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【1 産業イノベーション支援事業 (オ) 浜松市新産業創出事業費補助金交付企業のフォローについて】</p> <p>委託事業として当公益財団法人に委託すべきものであれば、仕様書等に明記し、その遂行を求める必要がある。</p> <p>(49 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	仕様書に「補助金交付企業及び過去の補助金交付企業に対し、開発事業化に向けての支援アドバイスを実施する。」と明記しました。

指摘事項 (意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【1 産業イノベーション支援事業 (イ) 産業振興課の人材確保について】</p> <p>外部への出向により必要なノウハウを得ることが望ましい。ただ、そのノウハウ等を活かすためにも短期的人事異動ではなく、中長期的に職員が配属され、有用な産業支援事業が行える体制づくりを期待したい。</p> <p>(50 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	これまでの派遣実績を踏まえ、必要なノウハウを持つ人材育成を進めるため、派遣を継続し、中長期的な体制づくりを行うよう研修派遣の実施について調整しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【3 産学官連携促進事業 (ア) はままつ次世代光・健康医療産業創出拠点負担金の報告書の記載内容】</p> <p>拠点の活動と拠点の支援先の活動とを区別して記載する必要がある。</p> <p>(65 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	拠点の活動と拠点の支援先の活動を区別して記載するよう、報告書の記載を改めました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【3 産学官連携促進事業 (イ) スタートアップ都市推進協議会負担金の規約】</p> <p>スタートアップ都市推進協議会の規約が定める会費と浜松市の負担金が同一であるかが、規約及び予算書上、判然としない。浜松市は、協議会に働きかけて、上記規約の改定・補足に努めるべきである。 (66 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	スタートアップ都市推進協議会規約の第 12 条に定める「会費」を「負担金及び会費」に修正し、第 12 条の 2 で「別に定める」を「協議により決定する」と変更しました。

指摘事項 (意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【4 成長産業創出支援事業 (ア) 補助金支出後の支援】</p> <p>売上目標値を達成できていない補助金取得者については、積極的なコーディネーターによる相談、指導等のフォローが望ましい。 (82 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	目標を達成できていない案件については、市と公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構が連携して、積極的な相談、指導等のフォローを行いました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【6 海外ビジネス展開支援事業 (ア) 中小企業海外ビジネス展開支援事業費補助金 ①事業の周知】</p> <p>需要が少ないのであれば、事業継続の必要性を再考すべきであり、補助金の周知が不十分であるのなら市が展開しているさまざまなチャンネルを利用して周知を図ることが必要である。 (104 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に事業委託し、コーディネーターによる対象企業への個別周知を徹底するとともに、各種支援との連携を図りました。</p> <p>また、金融機関担当者に対する説明会を開催し、対象企業への制度周知を依頼しました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【7 創業支援事業 (イ) 浜松市ソフトインキュベーションルームについて】</p> <p>支援の内容は必ずしもソフトウェア業・情報処理サービス業に限らないものであるから、例えば入居対象者の業種を広げる等、少なくとも入居率を上げる策を講じる必要がある。</p> <p>(115 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	—
平成 27 年度	<p>入居の可能性のある事業者の育成、発掘をするため、株式会社浜名湖国際頭脳センターの施設内等において、情報処理等に関するセミナーや勉強会を実施することを、平成 27 年度の委託業務に追加しました。</p> <p>また、要綱の改正を行い、現状のソフトインキュベーションルームの部屋の広さや、1 社当たりの補助対象となる部屋数（1 部屋）の定義を除くことで、部屋の貸出形態を、1 部屋単位でなく 0.5 室といった貸出ができるようにすることや、途中で部屋の面積を増やすことを可能とすることで、入居希望者のニーズに添った柔軟な貸出形態を取れるようにしました。</p>

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【8 中小企業金融支援事業 (ア) 各融資制度における一層の利用促進について】</p> <p>融資補助制度の有効性をより一層広めていくことで、制度を認知していない資金需要者からの利用が広がり、市経済の発展に資するものになると考える。</p> <p>(126 頁・産業総務課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	<p>市HPへの掲載ほか、金融機関、商工会議所、商工会、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構など関係機関・団体にパンフレットの配置・説明会等、周知を行っているところではありますが、これら関係団体との連携強化を図る中で、さらにPRに努めました。</p> <p>融資の見直しについては、関係機関との役割分担をふまえた話し合いを行い、資金需要者のニーズを捉え、必要とされる融資制度メニューの創設などに努めました。</p>
平成 27 年度	<p>広報紙・市HPへの掲載ほか、金融機関、商工会議所、商工会、起業家カフェ、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構など関係機関・団体にパンフレットの配置・説明会等、周知を行っているところではありますが、これら関係団体との連携強化を図る中で、さらにPRに努めていきます。</p> <p>また、平成 27 年度からは、申請時に添付していた「納税証明書」を「市税納付・納入確認同意書」とすることにより申請者の負担を軽減するとともに、あっせんした融資が実行されたかどうかを「実行状況確認表」により金融機関に確認するようにしました。</p> <p>今後も融資制度メニューの創設などに努めていきます。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【11 中小企業経営力強化支援事業 (ア) 新規雇用者について】</p> <p>新規雇用者の採用について浜松市は意見を述べるできないということであるが、委託している以上、その事業がより有効に遂行される程度には管理できる状況が必要である。</p> <p>(138 頁・産業総務課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	<p>本事業は、緊急雇用創出事業の趣旨である「離職を余儀なくされた失業者に対して次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業」として実施したものです。</p> <p>採用等については、応募者と雇用契約を締結する事業者が担う役割であり、市は委託者の立場から仕様書に基づいた「募集方法報告票」や「新規雇用者確認票」による確認を行っています。</p> <p>また、月報を四半期に一度提出させることで、業務についての確認を行いました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【11 中小企業経営力強化支援事業 (イ) 特命理由について】</p> <p>浜松市のすべての個人事業者・中小企業者がサービスを受けられる状況にはなく、一者特命の理由とするのは難しいと考える。</p> <p>(139 頁・産業総務課)</p>	
講じた措置	
平成 26 年度	<p>商工会議所、商工会（商工業者数約 9,000 のうち会員数約 6,000）は、経営改善計画の策定や、若手経営者・後継者の育成などの機能強化を図るなど、地域中小企業者に密着した事業運営を行っています。</p> <p>また、法令に基づき公益的な立場に立って本事業の目的、趣旨を全うできる事業者として最も適当であると判断し特命としたものですが、今後こうした事業が行われた際には、参考とします。</p>